

三芳町有料広告物の選定基準及び広告主の責務に関する要領

平成30年4月1日決裁

この要領は、三芳町有料広告物取扱要綱（平成19年三芳町告示第2号。以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、広告の選定基準及び広告主の責務について必要な事項を定めるものとする。

1 広告媒体

広告媒体は、次に掲げるものとする。

- (1) 広報みよし
- (2) 三芳町ホームページ
- (3) 町が使用する公用封筒及び窓口用封筒
- (4) その他町の発行物若しくは資産で、町長が認めるもの

2 広告の選定基準

(1) 規制業種等

次に掲げる業種及び事業者の広告は、選定しない。

ア 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に関するもの及び類似の業種

イ 投機的商品に関する業種

ウ ギャンブル（宝くじを除く。）に関する業種

エ 法律に定めのない医療類似行為を行う業種

オ 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に規定する探偵業とされる業種及びこれに類する業種

カ たばこに関する業種

キ 占い又は運勢判断に関する業種

ク 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連業者

ケ 各種法令に違反している事業者

コ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

サ 町の住民相談窓口等に苦情相談があり、その内容が悪質と認められる事業者

シ 本町の町税を滞納している事業者

ス 風俗営業類似の業種社会問題を起こしている業種又は事業者

セ 社会問題を起こしている業種又は事業者

(2) 選定内容

次のいずれかに該当する広告は選定しない。

- ア 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- イ 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスの提供をするもの
- ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- オ 広告の内容に対して、広告主が責任を果たすことができないおそれがあるもの
- カ 町の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

(3) 表示基準

広告の表示内容は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- ア 当該広告に係る法令及び業界の自主規制による広告表示基準を遵守すること。
- イ 町、国等が推奨していると誤解されるような表現をしないこと。
- ウ 広告であることを原則として明示すること。
- エ 広告主の名称及び連絡先を原則として明示すること。
- オ 肖像権及び著作権を侵害しないこと。
- カ 誇大な表示や射幸心をあおるような表現をしないこと。

3 広告の掲載位置

広告の掲載位置は、町が指定する位置とする。

4 広告主の責務

- (1) 広告の掲載についての必要な手続及び費用の負担は、広告主が行うものとする。
- (2) 広告の掲載後において、要綱及びこの基準に抵触する事由が発生したときは、広告主の負担において、必要に応じ、広告の撤去又は印刷物の回収及び補てんを行うものとする。
- (3) 広告主が広告の内容を継続できなくなったときは、前号の事由が発生したときと同様の責務を負うものとする。
- (4) 掲載された広告が破損したときは、町の責めによる場合を除き、町は、その修復に要する費用を負担しない。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。